

「振替決済口座管理規定」新旧対照表（平成 28 年 1 月 4 日改正）

日本証券金融株式会社

（下線箇所は改定部分）

新	旧
株式等振替決済口座管理規定	株式等振替決済口座管理規定
第 1 条～第 3 条 （現行どおり）	第 1 条～第 3 条 （省略）
（共通番号の届出）	（新設）
第 3 条の 2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	
第 4 条 （現行どおり）	第 4 条 （省略）
（当社への届出事項）	（当社への届出事項）
第 5 条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、 <u>共通番号</u> 等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、 <u>共通番号</u> 等とします。	第 5 条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。
2 （現行どおり）	2 （省略）
第 6 条 （現行どおり）	第 6 条 （省略）
（加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意）	（加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意）
第 6 条の 2 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合	第 7 条 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当

新	旧
の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。 <u>(共通番号情報の取扱いに関する同意)</u> <u>第7条 当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u> 第8条～第31条 （現行どおり） （届出事項の変更手続き） 第32条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。 2 （現行どおり） 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。 第33条～第42条 （現行どおり） 日本証券金融株式会社 平成26年6月20日 改正制定 平成27年1月5日 一部改定 平成27年6月30日 一部改定 <u>平成28年1月4日 一部改定</u>	該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。 （新設） 第8条～第31条（省略） （届出事項の変更手続き） 第32条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。 2 （省略） 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。 第33条～第42条（省略） 日本証券金融株式会社 平成26年6月20日 改正制定 平成27年1月5日 一部改定 平成27年6月30日 一部改定

新	旧
国債振替決済口座管理規定 第1条～第3条 （現行どおり） （共通番号の届出） 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 （当社への届出事項） 第4条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、<u>共通番号</u>等とします。 （振替の申請） 第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 (1)～(2) （現行どおり） <u>(3) （削る）</u> 2～5 （現行どおり） 第6条 （現行どおり） （分離適格振決国債に係る元利分離申請） 第7条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振決国債について、<u>次</u>に定める場	国債振替決済口座管理規定 第1条～第3条 （省略） （新設） （当社への届出事項） 第4条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名等とします。 （振替の申請） 第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 (1)～(2) （省略） <u>(3) 振決国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの</u> 2～5 （省略） 第6条 （省略） （分離適格振決国債に係る元利分離申請） 第7条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振決国債について、<u>次の各号</u>に定

新	旧
合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。 <u>(2) (削る)</u> 2～3 (現行どおり) (分離元本振込国債等の元利統合申請) 第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、<u>次に定める場合を除き</u>、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。 <u>(2) (削る)</u> 2～3 (現行どおり) 第9条～第12条 (現行どおり) (届出事項の変更手続き) 第13条 お届出事項（氏名若しくは名称、<u>住所又は共通番号</u>）を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出<u>又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等</u>があります。 2 (現行どおり)	める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。 <u>(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの</u> <u>(2) 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの</u> 2～3 (省略) (分離元本振込国債等の元利統合申請) 第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、<u>次の各号に定める場合を除き</u>、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。 <u>(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの</u> <u>(2) 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの</u> 2～3 (省略) 第9条～第12条 (省略) (届出事項の変更手続き) 第13条 お届出事項（氏名若しくは名称又は住所）を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。 2 (省略)

新	旧
第14条～第19条 （現行どおり） 日本証券金融株式会社 平成26年 6 月20日 改正制定 <u>平成28年 1 月 4 日</u> 一部改定	第14条～第19条 （省略） 日本証券金融株式会社 平成26年 6 月20日 改正制定

新	旧
一般債振替決済口座管理規定 第1条～第3条 （現行どおり） （共通番号の届出） 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第4条 （現行どおり） （当社への届出事項） 第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。 第6条～第11条 （現行どおり） （届出事項の変更手続き） 第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。 2 （現行どおり） 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。	一般債振替決済口座管理規定 第1条～第3条 （省略） （新設） 第4条 （省略） （当社への届出事項） 第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。 第6条～第11条 （省略） （届出事項の変更手続き） 第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。 2 （省略） 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

新	旧
第13条～第21条 （現行どおり） 日本証券金融株式会社 平成26年 6 月20日 改正制定 <u>平成28年 1 月 4 日</u> <u>一部改定</u>	第13条～第21条 （省略） 日本証券金融株式会社 平成26年 6 月20日 改正制定

新	旧
短期社債等振替決済口座管理規定 第1条～第3条 （現行どおり） （共通番号の届出） 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第4条 （現行どおり） （当社への届出事項） 第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。 第6条～第11条 （現行どおり） （届出事項の変更手続き） 第12条 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。 2 （現行どおり） 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。 第13条～第20条 （現行どおり）	短期社債等振替決済口座管理規定 第1条～第3条 （省略） （新設） 第4条 （省略） （当社への届出事項） 第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。 第6条～第11条 （省略） （届出事項の変更手続き） 第12条 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。 2 （省略） 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。 第13条～第20条 （省略）

新	旧
日本証券金融株式会社 平成21年 1 月 5 日 制 定（大阪証券金融株式会社） 平成22年 4 月 1 日 一部改定 平成22年 7 月 1 日 一部改定 平成23年10月 1 日 一部改定 平成25年 7 月22日 一部改定（日本証券金融株式会社） 平成25年10月 1 日 一部改定 平成26年 6 月20日 一部改定 <u>平成28年 1 月 4 日 一部改定</u>	日本証券金融株式会社 平成21年 1 月 5 日 制 定（大阪証券金融株式会社） 平成22年 4 月 1 日 一部改定 平成22年 7 月 1 日 一部改定 平成23年10月 1 日 一部改定 平成25年 7 月22日 一部改定（日本証券金融株式会社） 平成25年10月 1 日 一部改定 平成26年 6 月20日 一部改定

新	旧
投資信託受益権振替決済口座管理規定	投資信託受益権振替決済口座管理規定
第1条～第3条 （現行どおり）	（第1条～第3条 （省略）
（共通番号の届出）	（新設）
第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	
第4条 （現行どおり）	第4条 （省略）
（当社への届出事項）	（当社への届出事項）
第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、 <u>共通番号</u> 等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、 <u>共通番号</u> 等とします。	第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。
第6条～第11条 （現行どおり）	第6条～第11条 （省略）
（届出事項の変更手続き）	（届出事項の変更手続き）
第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、 <u>共通番号</u> その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「 <u>個人番号カード</u> 」等をご提示願うこと等があります。	第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。
2 （現行どおり）	2 （省略）
3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、 <u>共通番号</u> 等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、 <u>共通番号</u> 等とします。	3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

新	旧
第13条～第20条 （現行どおり） 日本証券金融株式会社 平成21年 1 月 5 日 制 定（大阪証券金融株式会社） 平成22年 4 月 1 日 一部改定 平成22年 7 月 1 日 一部改定 平成23年10月 1 日 一部改定 平成25年 7 月22日 一部改定（日本証券金融株式会社） 平成25年10月 1 日 一部改定 平成26年 6 月20日 一部改定 <u>平成28年 1 月 4 日 一部改定</u>	第13条～第20条 （省略） 日本証券金融株式会社 平成21年 1 月 5 日 制 定（大阪証券金融株式会社） 平成22年 4 月 1 日 一部改定 平成22年 7 月 1 日 一部改定 平成23年10月 1 日 一部改定 平成25年 7 月22日 一部改定（日本証券金融株式会社） 平成25年10月 1 日 一部改定 平成26年 6 月20日 一部改定